

川越市国土強靱化地域計画

1 強靱化の基本的な考え方

（１）策定の趣旨

国は、東日本大震災等の教訓を踏まえ、平時から大規模自然災害に備えることが重要であるとの認識のもと、平成 25（2013）年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を制定し、平成 26（2014）年 6 月には、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（※最新版は令和 5（2023）年 7 月）」を策定しました。

これを受け、埼玉県では平成 29（2017）年 3 月に「埼玉県地域強靱化計画」を策定しています。

本市においても、大規模災害時に市民の生活を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響や市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減することで、迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を備えた都市の実現に向けて、策定するものです。

（２）本計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画であり、国の国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画との調和を保ちながら、国土強靱化に係る本市の他の計画等の指針となるものです。

（３）本計画の計画期間

本計画の計画期間は、第五次川越市総合計画前期基本計画と同様に、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や新たな脅威の発生等があった場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

（４）基本目標

国土強靱化は、様々な災害等の発生によるリスクを見据えつつ、どのようなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と、仮に被害があったとしても、迅速に回復することができる「しなやかな」を併せ持つ、行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするものです。

そのため、国の国土強靱化基本計画及び埼玉県地域強靱化計画との調和を保ちつつ、いかなる災害等が発生しても「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の実現に向けて、本市が国土強靱化を推進する上での基本目標を次のとおり設定します。

***** 国土強靱化の基本目標 *****

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

2 想定される大規模自然災害

本計画では、過去に市内で発生した自然災害による被害状況や各種災害に係る被害想定等や埼玉県地域強靱化計画等を踏まえ、今後、本市に甚大な被害をもたらすと想定される以下の大規模自然災害を対象とします。このほか、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）の発生の可能性についても想定する必要があります。

＜想定される大規模自然災害と災害の規模＞

大規模自然災害	災害の規模
(1)地震	関東平野北西縁断層帯地震 ¹ (深谷断層帯・綾瀬川断層による地震)
(2)洪水	荒川等の一級河川の堤防の決壊
(3)竜巻	国内最大級(F3クラス ² の発生)
(4)大雪	平成 26(2014)年の大雪災害

(1) 地震

本市では、大正 12 (1923) 年の関東大震災以降に大きな地震災害に遭遇しておらず、これまでの国や県の調査でも、市内直下に活断層の存在は報告されていません。ただし、県内では、関東平野北西縁断層帯、立川断層帯、越生断層帯の3つの活断層が確認されています。

県が平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度に実施した5回目の地震被害想定調査では、甚大な影響を及ぼす可能性のある地震として、関東平野北西縁断層帯や立川断層帯の活断層による地震のほか、陸側プレートと海側プレートの境界部分で発生する海溝型地震も含めて5つ地震を想定しています。

このうち、海溝型となる東京湾北部地震や茨城県南部地震といった首都直下地震は、30年以内に70%の確率で発生すると言われています。一方、発生確率こそ低いものの、発生した場合は震源の深さが浅いことから、本市においては関東平野北西縁断層帯地震が最も甚大な被害をもたらすことが予想されています。

¹ 関東平野北西縁断層帯は、地震調査研究推進本部で深谷断層帯・綾瀬川断層に見直されている。(出典:「埼玉県地震被害調査 報告書」平成 26 (2014) 年 3 月、埼玉県)

² 気象学者の藤田哲也氏により考案された竜巻の強さの尺度。F 2 (約 7 秒平均で 50~69m/秒) では住家の屋根がはぎとられ、大木が倒れたりねじ切れたりする。さらに F 3 (約 5 秒平均で 70~92m/秒) では、壁が押し倒されて住家が倒壊するほか、自動車も道から吹き飛ばされるなどの被害が発生する。

＜想定地震の断層位置図＞

出典：「埼玉県地震被害想定調査 報告書」平成 26（2014）年 3 月、埼玉県



想定地震		マグニチュード	川越市 想定震度	30 年以内の 発生確率
海溝型 地震	東京湾北部地震	M7.3	6弱	70% ³
	茨城県南部地震	M7.3	5強	
	元禄型関東地震	M8.2	5強	ほぼ0%
活断層型 地震	関東平野北西縁断層帯地震	M8.1	7	0.008%以下
	立川断層帯地震	M7.4	6弱	2%以下

（２）洪水

本市では、市域を流れる一級河川等の主要な河川改修はかなり進んでいますが、市街化の進行等に伴って土壌の保水・遊水機能が失われ、豪雨時に処理能力を超える雨水が流れ込むことによる浸水被害が発生しています。

近年では、平成 29 年台風第 21 号や令和元年東日本台風等の大型台風の上陸によって被害が激甚化する傾向が見られ、特に多くの住宅や事業所、福祉施設に浸水被害が発生した令和元年東日本台風では、本市は国の激甚災害⁴の指定とともに災害救助法⁵の適用を受けました。

内閣府の「令和 5 年版防災白書」によると、我が国ではこの 100 年で気象災害の激甚化・頻発化が目に見える形で進んできており、地球温暖化の進行に伴って、今後もこの

³ 南関東地域でマグニチュード 7 級の地震が発生する確率。

⁴ 地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を指定するもの。

⁵ 災害に対して、国が地方自治体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ること。

傾向が続くことが見込まれるとしています。

＜平成 29 年台風第 21 号による浸水＞
（寺尾地区）



＜令和元年東日本台風による浸水＞
（下小坂地区）



（３）竜巻

本市では令和 6（2024）年 8 月に住家の被害があったほか、県内では平成 25（2013）年 9 月に F 2 クラスの竜巻が出現し、さいたま市や越谷市を中心に、長さ約 19 km、幅 300 m にわたって突風をもたらし、わずか 30 分程の間で多数の負傷者や住家の被害が発生しました。

竜巻は発生予測が難しい上に移動速度が速く、短時間で狭い範囲に集中して甚大な被害をもたらす特徴があるため、地震災害と同様に事前の備えが重要となります。

（４）大雪

平成 26（2014）年 2 月に発生した大雪は、本市でも 38 cm の積雪を記録するなど、埼玉県 の最深積雪を大幅に更新する観測史上最大の積雪となりました。

この大雪の影響により、幹線道路の通行止めや鉄道の運休など、交通機関に大きな影響を及ぼすとともに、多くの農業用施設が被災し、約 101ha もの被害面積にわたる農作物被害が発生しました。

3 事前に備えるべき目標

本計画では、先述した「1－（4）基本目標」を達成するため、令和5（2023）年7月に策定された国の国土強靱化基本計画を踏まえ、「事前に備えるべき目標（行動目標）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標

- 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 経済活動を機能不全に陥らせない
- 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4 脆弱性評価と推進方針

（1）「リスクシナリオ⁶」と脆弱性評価の考え方

脆弱性評価は、本市が地域計画の策定に先立ち、想定される大規模自然災害の発生時に「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を引き起こさないような対策を講じているのかを評価するものです。

評価にあたっては、国や県の計画との調和を保つことが必要であることから、両計画で明らかにされている「リスクシナリオ」を本市の地域特性に応じて整理し、前項の6つの「事前に備えるべき目標」に対応させた24の「リスクシナリオ」を設定した上で、これらの発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。

＜「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」（1／2）＞

事前に備えるべき目標 （行動目標）		リスクシナリオ （起きてはならない最悪の事態）	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1－1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1－2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1－3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
		1－4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

⁶ 基本目標や事前に備えるべき目標を達成できない状態を引き起こす、目標を妨げる事態。

< 「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ」(2/2) >

事前に備えるべき目標 (行動目標)		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート途絶、エネルギー供給途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		4-2	重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-3	基幹的交通から地域交通網まで、陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
		6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態
		6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態
		6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

（２）脆弱性評価と推進方針

事前に備えるべき目標の配下に位置づけたリスクシナリオごとに、その発生回避・被害軽減を図るための推進方針を以下のとおり設定します。

【目標１】あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1

大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 市民の災害に対する意識の向上が必要です。
- 2 建物等の倒壊対策、防災機能の強化が必要です。
- 3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

【推進方針】

1 市民の災害に対する意識の向上が必要です。

1) 災害リスクの周知、防災学習の推進

ハザードマップ等の災害リスクの周知や、防災学習の機会の提供等により、防災意識の向上を図ります。

2 建築物等の倒壊対策、防災機能の強化が必要です。

1) 公共施設等の総合的な管理

総合的かつ長期的な視点を持って、公共施設等の維持保全・長寿命化、更新、適正配置等を計画的に推進し、防災機能の強化を図ります。

2) 市有建築物の耐震化

一定規模以上の多数の者が利用する市有建築物については、耐震化が完了しているものの、小規模な施設についても耐震診断及び耐震改修の実施を推進します。

3) 住宅・建築物の安全性の向上

住宅・建築物の耐震化に加え、外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策、危険なブロック塀の撤去、耐震シェルター、防災ベッドの導入等の安全対策等を促進します。

4) 社会福祉施設等の耐震化等の促進

民間の社会福祉施設等に対し、施設の耐震化、危険なブロック塀の撤去、非常用自家発電設備や給水設備の整備など、防災改修や安全対策設備の設置を促進します。

3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保

避難、救援等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）や沿道建築物等の耐震化等を図ります。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

2) 避難所及び避難場所の整備

指定避難所、指定緊急避難場所となる施設、公園等の防災機能の拡充を図ります。また、市街地内において貴重な防災機能を有する生産緑地の保全や、社会福祉施設との協定により、さらなる福祉避難所の確保を図るなど、民間施設の避難所利用についても検討します。

3) 避難体制の強化

被害状況及び避難情報の発令等の確実な情報伝達、避難行動要支援者⁷に対する個別避難計画の作成や避難訓練の実施等、避難体制の強化を図ります。

1－2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 市民の防火意識の向上が必要です。
- 2 初期消火体制等の強化が必要です。
- 3 市街地等における延焼等の防止対策が必要です。

【推進方針】

1 市民の防火意識の向上が必要です。

1) 火災予防指導及び広報

火災予防のための指導及び広報により、住民や建物関係者の防火意識の向上を図ります。

2 初期消火体制等の強化が必要です。

1) 消火器、住宅用火災警報器等の普及促進

消火器、住宅用火災警報器や防災品、電気火災の発生抑制のための感震ブレーカー等の普及促進を図ります。

⁷ 災害が発生した時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方。

2) 防火水槽の耐震・長寿命化

耐震性のある防火水槽を整備するとともに、老朽化した防火水槽の耐震化や長寿命化を進めます。

3 市街地等における延焼等の防止対策が必要です。

1) 防火・準防火地域の指定等

防火・準防火地域の指定の検討や町名や地番が入り組んだ地域の混乱の解消に資するよう町名地番整理を推進します。

1-3

突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

【脆弱性の評価】

- 1 市民の災害に対する意識の向上が必要です。
- 2 治水機能の向上が必要です。
- 3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

【推進方針】

1 市民の災害に対する意識の向上が必要です。

1) 災害リスクの周知、防災学習の推進 【再掲】

ハザードマップ等の災害リスクの周知や効果的な情報発信、防災学習の機会の提供等により、防災意識の向上を図ります。

2 治水機能の向上が必要です。

1) 準用河川及び普通河川の改修整備

本市が管理する準用河川及び普通河川について、治水対策が必要な河川を選定し、効果的で効率的な改修整備を推進します。

2) 排水機場・排水ポンプ場の長寿命化、耐震化対策

排水機場等がその効果を確実に発揮するよう、災害に対する安全性を維持するための修繕を実施するとともに、計画的に施設の維持管理、長寿命化及び更新を図ります。

3) 内水氾濫対策の推進

雨水を貯留・浸透させる施設の整備を推進するとともに、下水道の排水能力を補う宅地内雨水浸透施設等の設置を促進します。

4) 緑地の保全

緑地が有する雨水貯留浸透機能を保持するため、公園を含めた緑地の保全を図ります。

3 安全な避難を行える環境整備が必要です。

1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）や沿道建築物等の耐震化等を図ります。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

2) 避難所及び避難場所の整備 【再掲】

指定避難所、指定緊急避難場所となる施設、公園等の防災機能の拡充を図ります。また、市街地内において貴重な防災機能を有する生産緑地の保全や、社会福祉施設との協定により、さらなる福祉避難所の確保を図るなど、民間施設の避難所利用についても検討します。

3) 避難体制の強化

被害状況及び避難情報の発令等の確実な情報伝達、避難行動要支援者⁸に対する個別避難計画の作成、浸水想定区域内にある社会福祉施設などの要配慮者利用施設の避難確保計画の作成や避難訓練の実施等、避難体制の強化を図ります。

1－4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

【脆弱性の評価】

- 1 危険個所の把握と周辺の安全確保が必要です。

【推進方針】

1 危険個所の把握と周辺の安全確保が必要です。

1) 土砂災害の警戒避難体制の整備

土砂災害（特別）警戒区域内の住民に対し、ハザードマップの周知徹底に努めるとともに、土砂災害を想定した防災訓練を実施します。

2) 盛土の崩壊等による宅地被害の防止

危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、指導等の適切な措置を講じます。

⁸ 災害が発生した時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方。

【目標 2】 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【脆弱性の評価】

- 1 地域における自助・共助の強化が必要です。
- 2 救助・救急に係る体制の強化が必要です。

【推進方針】

1 地域における自助・共助の強化が必要です。

1) 地域防災力の強化

地域住民が適切な避難行動をとれるよう防災知識等の普及啓発により自助・共助の強化を図ります。また、地域住民による自主的かつ組織的な防災活動が各地域で効果的に行われるよう、自主防災組織の結成の推進や育成を図ります。

2 救助・救急に係る体制の強化が必要です。

1) 消防団の充実・体制強化

消防団員の確保及び資機材等の整備を図ります。また消防団職員が使用する庁舎施設や消防団の活動拠点となる消防団車庫について、施設の延命化や機能強化を図ります。

2) 消防施設・消防資機材等の整備

消防施設、消防車両や消防資器材、消防通信体制を計画的に更新・整備します。

3) 広域受援体制の整備と関係機関との連携強化

本市の消防力を超える大規模災害時に緊急消防援助隊⁹や消防相互応援協定¹⁰に基づく応援を円滑に受けることができる受援体制等の整備を図るとともに、他の消防本部や関係機関との合同訓練等の実施により、連携・協力体制を強化します。

⁹ 被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う消防の精鋭部隊のこと。

¹⁰ 消防組織法第 39 条第 2 項（市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる）に基づき、市町村長等の間で締結する協定。

【脆弱性の評価】

- 1 災害時の医療提供体制の強化が必要です。
- 2 市民の応急救護能力の強化が必要です。

【推進方針】

1 災害時の医療提供体制の強化が必要です。

1) 川越市医師会等との連携体制強化

川越市医師会との間で「災害時における医療救護活動に関する協定」を締結しており、大規模災害時における医療救護所の設置や医療救護班の編成など、災害時の医療体制の整備を図ります。

2) 医薬品等の安定供給確保

医師会等との連携・協議の下、定期的に備蓄状況等の点検・見直しを行います。

3) 防災医療情報システムの活用

県と連携し、災害時に必要な各種情報を集約・提供可能な広域災害救急医療情報システム（EMIS）¹¹を活用できるよう、日頃から努めます。

4) 高度救命処置用資機材の更新整備

救急車に積載する高度救命処置用資機材の整備を推進します。

2 市民の応急救護能力の強化が必要です。

1) 自主救護体制の整備

止血、人工呼吸、AED¹²使用等の応急救護訓練を通じて応急救護能力を強化します。また、AEDの設置のあり方について検討を進めます。

【脆弱性の評価】

- 1 避難者の良好な生活環境の確保が必要です。

¹¹ Emergency Medical Information System の略。厚生労働省が運営し、医療機関の受入れ可否の照会や病院の被災状況等が確認できるシステム。

¹² 自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator の略）。心臓がけいれんして血液を流すポンプ機能を失った状態となった際に、電気ショックを与えることで心臓のけいれんを取り除く医療機器。

【 推進方針 】

1 避難者の良好な生活環境の確保が必要です。

1) 避難所の環境整備

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針¹³」等を踏まえた、避難所の適切な設置・運営等に資する取組を推進します。また、水、食料、衛生用品、燃料その他の物資等の確保、プライバシーの確保等にも配慮した取組を推進します。

2) 避難所の運営体制の充実

避難所における生活が長期化する場合は、自治会や自主防災組織等を中心とした避難所運営委員会を設置し、自主的な避難所運営ができるようにするため、マニュアルの整備や避難所開設・運営訓練を実施します。

3) 健康管理体制の整備

保健師等による定期的な巡回相談を実施し、被災者の心身における健康管理や保健指導を行うとともに、医療、保健、福祉等の専門家と連携し、個別の状況に応じた対応を行うように努めます。

2-4

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【 脆弱性の評価 】

- 1 物資の確保が必要です。
- 2 物資輸送体制の確保が必要です。
- 3 電力の確保が必要です。

【 推進方針 】

1 物資の確保が必要です。

1) 災害備蓄品の確保

食料や飲料水、生活必需品、燃料等を確保するとともに、災害備蓄庫及び備蓄品保管室の計画的な整備を推進します。

2) 物資拠点の整備

物資の集積場及び中継基地となる物資拠点（川越市なぐわし公園、埼玉川越総合地方卸売市場、川越運動公園総合体育館）について、非常時に十分な機能を発揮できるように適正な管理を行うとともに、機能拡充に努めます。

¹³ 市町村が避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施するための取組に当たっての参考となるよう、国が市町村を対象に生活環境の確保に関する事項を指針として示したもの。（平成 25（2013）年 8 月策定）

3) 民間事業者との協定締結の推進

食料や飲料水、生活必需品、燃料等の物資の調達について、民間事業者との協定の締結等により、円滑に確保できる体制を整備します。

2 物資輸送体制の確保が必要です。

1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）や沿道建築物等の耐震化等を図ります。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

3 電力の確保が必要です。

1) 自立分散型エネルギーの有効活用

公共施設への太陽光発電設備、可搬型蓄電池等の設置を推進するとともに、再生可能エネルギー等を活用した電気自動車等充電ステーションの整備を図ります。また、住宅用太陽光発電や蓄電池の設置を促進します。

2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生による混乱

【脆弱性の評価】

- 1 帰宅困難者の発生防止対策が必要です。
- 2 帰宅困難者への支援が必要です。
- 3 帰宅手段の確保が必要です。

【推進方針】

1 帰宅困難者の発生防止対策が必要です。

1) 一斉帰宅抑制の普及等

帰宅困難者の発生による混乱を防止するための「むやみに移動しない」という基本原則の周知徹底を図り、企業等における従業員等の施設内待機やそのための備蓄の推進、家族等との安否確認手段の確保などの取組を進めます。

2 帰宅困難者への支援が必要です。

1) 効果的な情報伝達と一時滞在施設等の確保

通勤・通学者や観光客等の外国人を含む帰宅困難者に対し、適切な誘導の実施及び情報伝達手段の整備を図るとともに、一時的な滞在施設の確保を推進します。

3 帰宅手段の確保が必要です。

1) 公共交通の維持

交通事業者と市民等が連携し、持続可能な公共交通体系の構築と公共交通の利用を促進し、公共交通を維持、確保します。併せて、大規模災害時の公共交通を確保するため、交通事業者など関係機関との連携を強化します。

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生

【脆弱性の評価】

- 1 災害時における感染拡大の防止が必要です。

【推進方針】

1 災害時における感染拡大の防止が必要です。

1) 避難所における感染症対策の推進

衛生用品や仮設トイレ等の資機材を整備するとともに、手指衛生の徹底や発熱者等専用スペースの確保、避難所の収容力の確保を推進します。

2) 予防接種の推進

平時から予防接種法に基づく予防接種を推進します。

【目標3】必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【脆弱性の評価】

- 1 防犯体制の強化が必要です。

【推進方針】

1 防犯体制の強化が必要です。

1) 総合的な防犯対策の推進

平常時から警察や防犯協会等の関係機関との連携強化を図るとともに、地域の自主防犯活動団体の活動に対する支援等を積極的に推進します。

3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【脆弱性の評価】

- 1 組織の災害対応力の強化が必要です。
- 2 庁舎等の災害対応力の強化が必要です。

【推進方針】

1 組織の災害対応力の強化が必要です。

1) 業務継続体制の強化

災害応急業務や優先度の高い通常業務（非常時優先業務）を発災直後から適切に実施できるよう、あらかじめ体制の強化を推進します。

2) 受援体制等の整備

発災後、人的・物的の両面において外部からの支援を受けるための受援体制を整備します。

2 庁舎等の災害対応力の強化が必要です。

1) 災害マネジメント機能の確保

デジタル技術（ロボット・ドローン・AI等）を最大限活用した被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る取組を推進するとともに、情報システムの耐障害性の強化、非常用電源等の整備を進めます。

【目標4】経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーン¹⁴の寸断等による企業の生産力低下

【脆弱性の評価】

- 1 市内企業への支援が必要です。
- 2 輸送路の確保が必要です。

【推進方針】

1 市内企業への支援が必要です。

1) 事業者BCP（事業継続計画）¹⁵策定の促進

¹⁴ 製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れを指す用語。

¹⁵ 災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また、万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等から企業を守るための経営戦略。

川越商工会議所との連携の下、BCP 未策定の企業に対し、BCP の重要性についての理解促進を図るとともに、製造業、物流事業者及び製造業と物流事業者の連携による BCP の策定を促進します。

2) 中小企業への支援

市制度融資等により被災した中小企業等の経済活動が維持できるよう支援します。

2 輸送路の確保が必要です。

1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）や沿道建築物等の耐震化等を図ります。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

4-2 重要な産業施設の火災・爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・排出

【脆弱性の評価】

- 1 有害物質等の流出防止対策が必要です。

【推進方針】

1 有害物質等の流出防止対策が必要です。

1) 有害物質等の適正管理の促進

事業者の有害物質等の漏洩対策や適正管理を促進するとともに、有害物質が漏洩した際には、測定体制や市民等に対し、速やかに情報伝達できるシステムを構築します。また、石綿を使用した建築物を把握し、建物所有者に対して石綿の除去を促すとともに、解体業者に対しては、飛散防止対策の徹底について指導します。

4-3 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

【脆弱性の評価】

- 1 農業用水、工業用水等の確保が必要です。

【推進方針】

1 農業用水、工業用水等の確保が必要です。

1) 自己水、雨水等の利用促進

渇水による被害を軽減するための対策や取水施設を適切に管理し、自己水¹⁶の保全・利用及び雨水・再生水利用を促進します。

2) 渇水時のバックアップ体制等の構築

限られた水量でそれぞれの生産活動・生活への影響を最小限に抑えるための相互融通、バックアップ体制を事前に構築します。

4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う、土地の荒廃・多面的機能の低下

【脆弱性の評価】

- 1 災害に強い農業生産体制の確保が必要です。

【推進方針】

1 災害に強い農業生産体制の確保が必要です。

1) 農業基盤の整備

農業に係る生産基盤について、災害時等においてもその機能を維持・継続するための改修整備を推進します。

2) 強い農業・担い手づくり

大規模災害発生後、農業者等の経営が不安定になることが懸念されることから、関係機関との連携を深め、市の状況にあわせた政策を推進します。

【目標5】情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 市民の情報収集伝達手段の確保が必要です。

【推進方針】

1 市民の情報収集伝達手段の確保が必要です。

¹⁶ 水道供給において、他の水道事業者等から購入することなく、自ら調達する水のこと、水利権（河川の水を利用する権利）を持っている河川の水や、水道事業者の所有地からくみ上げた地下水が該当する。本市における自己水はすべて地下水である。

1) 多様な情報伝達手段の確保

災害情報や被害情報等をすべての市民に確実に伝達できるよう、多様な情報伝達手段を確保し、平時からの運用を図ります。

5-2 上下水道施設等の長期間にわたる機能停止

【脆弱性の評価】

- 1 上下水道の機能維持、速やかな復旧対策が必要です。
- 2 復旧までの間、必要な水を行き届けるための体制整備が必要です。
- 3 排水等の処理体制の整備、強化が必要です。

【推進方針】

1 上下水道の機能維持、速やかな復旧対策が必要です。

1) 上下水道 BCP の定期的な見直し

災害等のリスクをあらかじめ想定することや施設の現状の適切な把握が重要であることから、上下水道 BCP の定期的な見直しを図ります。

2) 上下水道施設の耐震化・耐水化等

防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路及び急所施設の耐震化を上下水道一体で進めます。また、上下水道施設の耐水化や長寿命化についても推進します。

2 復旧までの間、必要な水を行き届けるための体制整備が必要です。

1) 応急給水体制の整備

避難所となる小・中学校等に災害用給水井戸及び必要な資機材の整備を図ります。また、給水車や給水タンク等について、地震災害等に備えて配備した既存の資器材の活用を図ります。

3 排水等の処理体制の整備、強化が必要です。

1) 合併処理浄化槽への転換促進

生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽等から、生活排水をすべて処理でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進します。

2) 農業集落排水に係る代替処理

汚水処理施設の防災機能強化及び機能停止時に備え、代替処理手段の確保を図ります。

3) し尿処理体制の整備

関係機関と連携し、大規模災害時におけるし尿を処理するための体制を整備します。

【脆弱性の評価】

- 1 鉄道駅周辺の速やかな機能復旧が必要です。
- 2 道路網の整備、強化が必要です。

【推進方針】

1 鉄道駅周辺の速やかな機能復旧が必要です。

1) 災害に強い鉄道駅周辺整備の推進

駅周辺の都市施設等の耐火・耐震化を推進するとともに、都市計画道路・補助幹線道路等の交通ネットワークの構築・確保を図ります。

2 道路網の整備、強化が必要です。

1) 避難・救援、輸送等のための交通ルートの確保 【再掲】

避難、救援等の基盤となる道路の整備（無電柱化、交差点改良等含む）や沿道建築物等の耐震化等を図ります。また、生活道路を含む避難路の安全確保を図ります。

【目標6】社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【脆弱性の評価】

- 1 復興を想定した事前準備が必要です。

【推進方針】

1 復興を想定した事前準備が必要です。

1) 復興まちづくりの事前準備

平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、また、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、復興に資するソフト的対策の事前準備を進めます。

2) 地籍調査の推進

地籍調査により土地の境界を明確にすることで、災害後の円滑な復旧復興につながるため、さらなる調査の推進を図ります。

6-2

災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復旧復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 復興のための人材確保が必要です。

【推進方針】

1 復興のための人材確保が必要です。

1) 災害ボランティアの受入れ体制等の強化

災害時におけるボランティアの受入れやボランティア活動の調整等を迅速かつ円滑に行うため、人材育成や運営体制の強化を図ります。

2) 復旧工事に係る建設業協会との連携強化

川越市建設業協会と「災害時における応急復旧業務に関する協定」を締結して協力体制を構築しており、災害時に速やかな対応がとれるよう、総合防災訓練等を通じた連携強化を図ります。

6-3

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 災害廃棄物を円滑に処理する体制が必要です。

【推進方針】

1 災害廃棄物を円滑に処理する体制が必要です。

1) 災害廃棄物処理体制の充実強化

災害廃棄物処理計画の更新、災害に強靱なごみ焼却施設の整備等により、災害廃棄物の処理体制の充実を図ります。

2) 災害廃棄物処理等に係る協力体制の充実強化

大規模災害が発生した場合には、通常の廃棄物処理体制では適正な処理が困難になることが想定されるため、災害廃棄物処理等に係る協力体制の強化を図ります。

3) 災害廃棄物仮置場整備の推進

災害廃棄物仮置場については、発災後ただちに設置できるよう、事前措置として、災害廃棄物仮置場の整備を推進します。

6-4

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

【脆弱性の評価】

- 1 仮設住宅等の円滑な開設に向けた準備が必要です。
- 2 土地・建物の所有関係等の整理が必要です。

【推進方針】

1 仮設住宅等の円滑な開設に向けた準備が必要です。

1) 応急仮設住宅対策の整備

あらかじめ市有地等から建設予定地を選定するとともに、埼玉県との連携を強化し、応急仮設住宅の円滑な開設を図ります。

2 土地・建物の所有関係等の整理が必要です。

1) 空き家対策の推進

災害発生後、管理不全空き家や所有者不明空き家等が取り残されることにより、被災地一帯の再生事業等の妨げにならないよう、空き家対策事業を推進します。

2) 地籍調査の推進 【再掲】

地籍調査により土地の境界を明確にすることで、災害後の円滑な復旧復興につながるため、さらなる調査の推進を図ります。

6-5

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【脆弱性の評価】

- 1 文化財の適切な保存が必要です。

【推進方針】

1 文化財の適切な保存が必要です。

1) 文化財建造物等の防災対策

文化財建造物等の計画的な修理や防災設備の充実を促進するとともに、所有者・管理者の防災に関する意識の向上を図ります。

2) 文化財の継承のための地域づくり

大規模災害等を契機とした有形無形文化財の喪失を防ぐため、日頃から地域全体で、文化財を守り伝える意識や環境づくりを推進します

(3) 指標

各施策分野の取組上については、達成状況を成果指標により評価することで進捗を測り、計画の推進を図ります。

	事前に備えるべき目標	指標	単位	基準値 (R6)	目標値 (R12)
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ	耐震診断義務化建築物の耐震化率	%	92.7	概ね解消
		多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率	%	95.5	概ね解消
		個別避難計画の作成数	件	561	1,500
		久保川改修の進捗状況	%	20.3	33.3
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被害者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	自主防災組織結成率	%	81.9	85.0
		応急手当講習受講者数	人	14,126	18,000
3	必要不可欠な行政機能は確保する	自主防犯活動団体数	団体	337	337
4	経済活動を機能不全に陥らせない	緊急輸送道路上の橋りょうの耐震化率	%	38.5	42.3
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	配水管の耐震化率（水道）	%	28.4	37.0
		管きょ耐震化率（下水道）	%	19.5	24.0
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	地籍調査実施済面積	km ²	38.97	39.25